

高齢者医療共済

65歳～79歳は新規加入できます。
85歳まで継続加入できます。
病気入院1日だけでも保障されます。
高齢者にはこの共済がおすすめです。

掛金と保障内容

加入限度	口数	月掛金	保障内容(日額)	
		65歳～84歳	入院 1～120日	安静休業 5～60日
新規・増口加入は79歳まで 80歳以降は更新時の口数を85歳まで継続できます。	20口	3,000円	6,000円	3,000円
	19口	2,850円	5,700円	2,850円
	18口	2,700円	5,400円	2,700円
	17口	2,550円	5,100円	2,550円
	16口	2,400円	4,800円	2,400円
	15口	2,250円	4,500円	2,250円
	14口	2,100円	4,200円	2,100円
	13口	1,950円	3,900円	1,950円
	12口	1,800円	3,600円	1,800円
	11口	1,650円	3,300円	1,650円
	10口	1,500円	3,000円	1,500円
	9口	1,350円	2,700円	1,350円
	8口	1,200円	2,400円	1,200円
	7口	1,050円	2,100円	1,050円
	6口	900円	1,800円	900円
	5口	750円	1,500円	750円
	4口	600円	1,200円	600円
	3口	450円	900円	450円
2口	300円	600円	300円	
1口	150円	300円	150円	

安心の共済制度

- 健康状態に関係なく加入できます。既往症の給付については、下記の給付制限があります。
- 85歳の年末まで、継続加入できます。
- 新規・増口加入は79歳まで
- 「組合員」と「配偶者」「同居・同一生計の家族」が加入できます。
- 75歳以上の方は、安静休業の保障はございません。
- 精神疾患の事由は共済金が制限される場合があります。
- 介護保険による給付事由は対象外となります。

正確な健康告知をすれば
既往症も半年後から
給付を受けられます!!

※加入および増口分について、初年度は入院90日、安静休業45日、両方を通算して90日が限度となります。
※入院・安静休業後、1年以内に同一原因による共済事由が発生した場合は、1回の共済事由とみなし通算します。

新規・増口申込時には健康告知が必要です

- (1) 告知された既往症(加入以前の病気)についての給付基準は、以下の通りです。
 - ①新規・増口加入6ヶ月までは、既往症に関連する給付事由は対象となりません。
 - ②新規・増口加入6ヶ月を越え1年までの既往症に関連する給付事由の場合は50%給付となります。
 - ③新規・増口加入1年以上は、制限なく満額の給付となります。
- (2) 既往症を告知されていない場合は、故意、過失を問わず加入から2年間は給付対象外となります。